「学校いじめ防止基本方針」

習志野市立　袖ケ浦東　小学校

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 校長　　瀨　山　英　樹

学校いじめ防止基本方針

習志野市立袖ケ浦東小学校

１　基本理念

|  |
| --- |
| 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条） |

　　　いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを全教職員が共通認識しなければならない。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響等その他のいじめ問題に関する生徒理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行うこととする。

　　　いじめを防止するための基本となる方向性は次の通りである。

（１）いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。

（２）いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。

（３）子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

（４）子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

　　　いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処する。また、加害者生徒の背景（生育歴、家庭環境など）を十分に考慮した援助、指導を行い、再発防止に努める。

２　学校いじめ対策組織

　　　いじめの防止及び現状の把握と取り組みの確認を行うために、「いじめ根絶委員会」を設置する。また、いじめ等事案の認知時は、すみやかに「いじめ対策委員会」を設置し対応する。

　　【いじめ根絶委員会】

（１）構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、長欠対策担当、各学年主任、教育相談、特別支援コーディネーター　※外部関係者

（２）主な活動

・いじめ防止、早期発見に関すること。

・いじめ事案に対する対応に関すること。

・いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの関する児童の理解を深めること。

（３）会議

・月1回の二委員会を定例会とする。

【いじめ対策委員会】

（１）構成員

校長、教頭、生徒指導主任、関係学年主任、集約担当(各学年主任)、当該担任

（２）対応の概要

①聞き取りやアンケートなどで事実の確認をする。

　　　　②いじめを止めさせ、いじめられた児童の安全を確保する。そのために必要な措置をとる。

　　　　③いじめた児童に対しては、保護者や場合によっては関係機関との連携のもとで、いじめについて毅然と指導する。同時に、いじめを行った児童が抱える問題がある場合には教育相談等の支援を適宜行い、その問題の解消も図る。

　　　　④いじめた児童・いじめられた児童・両者の保護者を交えて人間関係の修復を図る。

　　　　⑤再発防止の観点から長期的な見守りを行う。

３　未然防止のための取り組み

　　　　学校はいじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長、校長代理のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

（１）授業改善

・生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開等、すべての児童が授業に参加でき、

授業場面で活躍できる授業を推進する。

・授業の受け方等、授業規律を確立する。

（２）教職員の人権意識の向上

・学校教育目標の一つである「思いやりのある学校」を具現化するために、弱いものいじ

めや卑怯な振る舞いをしない、見過ごさないということを共通理解とし、組織的に取り

組む。

・教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助

長する場合もあることを理解する。

（３）道徳教育、学級活動の充実

・道徳教育や学級活動を通して、「いじめはいけない」ことや、「何がいじめなのか」とい

うことを年間計画に位置づけ、人権意識を向上させる。

（４）学級経営

・過度の競争意識を誘発するような言動を行うことなく、児童一人一人を大切にする教育

を心がけ、学級での所属意識を持たせるとともに、自己有用感を高めるようにする。

・安心・安全な生活を送ることができるように、学級の人間関係・信頼関係を構築する。

（５）全校朝会、児童会活動、学級会活動

・全校朝会を通じて、命を大切にするキャンペーン等、命の大切さについて考える場を設

ける。

・児童会活動を中心に、学校生活が楽しく過ごせるように、児童による挨拶運動、命のキ

ャンペーン等を企画して取り組む。

・学級会においては、お互いの良さを認め合う授業を行い、児童による相手のよいところ

の発表を行う。

（６）全校行事、学年行事

・集団生活の規律を重んじ、人権を尊重した指導を行う。

（７）インターネット

・児童及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインター

ネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネット上でのいじめを防止

するために、DVDの視聴や外部講師を招き講話を聞く。

・学校便り、学年便り等で保護者や地域の方へ啓発活動を行う。保護者には連絡帳や教育

相談等でネットいじめについて情報を得る。

（８）子どもとして

・周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的

に相談することなどに努める。

（９）家庭との連携

・いじめの未然防止の取り組みに対して、家庭の協力を得て連携を図る。

４　いじめ早期発見の取り組み

1. いじめの防止

・「いじめはどの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止

に向けて、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授

業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、

児童生徒自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくるこ

とができるよう支援する。

・いじめの防止の観点から、豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な

取組の方針を示し、人権教育年間計画や道徳教育年間計画等に、年間を通じたいじめへの

対応に係る教員の資質向上のための取組計画等を具体的に盛り込む。さらに、教職員の言

動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよ

う、指導の在り方に細心の注意を払う。

（２）アンケート調査

・「いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」との認識のもと、いじめの状況

把握のため、各学期に1回（6月、11月、2月）実施する。実施方法としては、家庭に

持ち帰り記入し、後日提出させる。

　　　　・実施にあたっては、教育相談日と授業参観や学級懇談会との連動を図り、保護者が学校

に相談しやすい体制を整備する。

・提出されたアンケートの集計結果については、担任だけではなく、学年職員間で相互に

点検し実態を把握したのち、学校全体の実態を全職員が共有する。

・いじめを受けたと記入した児童については、個人面談を実施し、事実を確認する。

※結果を問わず、全児童と必ず、面談を行う。

・面談の状況について、適宜保護者へ報告する。

・学校評価においてチェック項目を作成し、その結果を公表する。

・保護者に対して、適切な情報を提供する。

（３）児童観察

・早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有するこ

と、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、学校生活全般（授業、

業間、昼休み、行事など）での児童の人間関係を観察し、いじめの早期発見に取り組

む。

・いじめの形態は変化が早く、捉えづらいことを念頭にいれておく。

・年間行事予定に設定している「子ども教育相談」期間を利用し、児童の話にじっくり耳

を傾けるとともに、該当児童以外の情報収集にも努める。

・生徒指導委員会、職員会議等教職員間で積極的に児童の話題を取り上げ、専科、養護教

諭からの情報も加味する。

・保護者にも協力を依頼し、家庭で気になる様子については、いつでも相談に応じる旨を

周知し各学期1回の保護者面談以外でも場合によっては速やかに個人面談を実施する。

その際、インターネット等によるいじめの兆候やトラブルがないかについても相談や連

絡ノートなどでも情報をつかむ。

・暴力的な行為や「暴力を伴ういじめ」を目撃した場合には、速やかに複数の職員で止め

ることを最優先とし、その後は管理職、生徒指導主任に連絡を行い、組織対応を図る。

（４）早期発見

・いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行

われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細

な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを

持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

・日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信

号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

・いじめの早期発見を徹底する観点から、チェックリストを作成、共有し、全教職員で実

施する等、具体的な取組を行う。

・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体

制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

・インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、早期発見、早期対

応に努める。また、情報モラル教育の推進による児童生徒の意識の向上及び保護者への

啓発に努める。

５　いじめの相談・通報

（１）教育相談

・普段の学校生活での悩み事について、各学期に教育相談週間を設け、悩みアンケートや

いじめ調査、必要に応じて個人面談を実施する。

1. 相談体制

・教育相談箱（昇降口）の設置から直接職員に言えない児童にも対応できるようにする。

・いじめ相談窓口を教頭及び教育相談担当として周知を図る。

・いじめの内容によっては、速やかに子育て支援課等の関係機関と連携し、組織でいじめ

問題に対処する。

６　いじめに関する措置（認知対応）

（１）事実の確認

・いじめの相談を受けた、又はその可能性が確認された場合は、速やかに事実の有無につ

いて確認を行う。

（２）迅速な対応

・いじめの対応については、いじめ根絶委員会で把握し、検討する。

・いじめの事実が確認された場合は、内容により市教委に第一報をいれる。いじめを受け

た児童やその保護者から継続な相談があったり、同じ事案で複数回相談があったりした

場合は市教委に第一報を入れる。

・その再発を防止するために、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行

った児童への指導と保護者への助言を継続的に行う。

・いじめと認定された事案には、いじめを受けた保護者、いじめを行った保護者に対し継

続的に経過報告をする。

（３）関係機関との連携

・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることも視野に入れていく。

７　いじめの指導について

（１）いじめが起きた場合

・被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童に対

しては事情や心情を聴取し、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門

機関との連携の下で再発防止に向けて取り組む。

・いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめ

を生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応し

たかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

（２） いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

・いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に

聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とする。

・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を

止める。

・いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況

　にあわせた継続的なケアを行い落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を講じる。

（３） いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

・児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手し関係する内容を児童、保護者に周知する。

・調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考

　えられる。

（４）「傍観者」への指導

・いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がっ

たりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」についてもいじめの加害者

と同様に指導する。

（５）対応の留意点

①いじめを発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、校長に報告する。

② 校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ対策委員会を設置し、適切な役割分担を行い、

被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。

③ いじめられた児童のケアは、養護教諭やスクールカウンセラー、その他専門的な知識の

ある者と連携した対応を図る。

④ いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者へ

の助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明し

た情報は適切に提供する。

⑤校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童についていじめを受けた児童

が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童等が安心し

て教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。

⑥校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育

法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

⑦いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対

処できる児童の育成をめざしたものとする。

　　　　⑧いじめの問題は、指導・対応後の継続的実情把握と指導が極めて重要であると認識し、

いじめの解消については、いじめに係る行為が止んでいる状態が継続（３カ月を目安）

していることや、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと等、関係した児童の心

的状況を考慮するとともに、保護者等の考えを踏まえて判断する。

８　重大事態への対処

（１）重大事態の定義

法第２８条にある「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第２８条第１項第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

ア　いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ　いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ　児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

（２）重大事態の報告・対処

・重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告し、いじめ根絶委員会を招集する。

・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる

・上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（３）対応の窓口

　　・情報が正しく関係機関に伝わるように、対応の窓口は教頭一本とする。

（４）報告・連絡の順序

|  |
| --- |
| **発見者→担任**→学年主任【集約担当】→生徒指導主任**→教頭→校長→市教委指導課（451－1132）** |

９　公表、点検等について

（１）学校いじめ防止基本方針を学校のホームページで公表し、学校の取り組みを広く地域・保護

者に周知する。

（２）学校いじめ防止基本方針は「学校評価」の結果分析により、対策や見直しを随時図る。

※本校の「いじめへの対応」の概要図を公表し、学校と家庭との共通認識を図る。